［2・3　略］	［2・3　同上］
4　法第三十三条第一項の電気通信設備であつて総務省令で定めるものは、次に掲げるものであつて、当該設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に不可欠なものとする。	4　［同上］
［一・二　略］	［一・二　同上］
三　第一種指定端末系伝送路設備（第一種指定電気通信設備である固定端末系伝送路設備をいう。以下同じ。）及び前二号の設備により提供される電気通信役務に係る情報の管理、電気通信役務の制御及び端末の認証等を行うための設備その他前二号に掲げる設備に付随する設備	三　第一種指定端末系伝送路設備及び前二号の設備により提供される電気通信役務に係る情報の管理、電気通信役務の制御及び端末の認証等を行うための設備その他前二号に掲げる設備に付随する設備
［四　略］	［四　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第十九条の四及び第二十三条の二の改正規定　令和五年十月一日

二　第十九条の三の改正規定　令和六年一月一日